

## 入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者：株式会社今井土木  
住所：広島県尾道市美ノ郷町本郷 1 0 6 2
2. 入札参加資格停止期間：
  - ①令和 5 年 4 月 6 日から令和 5 年 6 月 5 日まで（2 か月）
  - ②令和 5 年 4 月 6 日から令和 5 年 5 月 5 日まで（1 か月）
3. 入札参加資格停止措置対象地域：
  - ①地域 2
  - ②地域 1、地域 3、地域 4
4. 事実概要：

株式会社今井土木の取締役は、広島県発注の道路維持修繕業務の指名競争入札に関し、同県の職員が漏洩した情報をもとに落札し、入札の公正を害したとして、令和 5 年 1 月 2 5 日、公契約関係競売入札妨害の疑いで広島県警に逮捕され、令和 5 年 2 月 1 5 日、公契約関係競売入札妨害罪で起訴された。
5. 入札参加資格停止措置理由：

株式会社今井土木の取締役が、公契約関係競売入札妨害罪で起訴されたことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成 1 7 年 1 1 月 3 0 日付要領第 9 6 号）別表第 2 第 7 号口に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第 2

措 置 要 件	地域及び期間
（競売入札妨害又は談合） 7 公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事等に関し、次のイ、ロ又はハに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 9 号に掲げる場合を除く。）。 ロ 一般役員等	発生地域については、逮捕又は公訴を知った日から 2 月以上 1 2 月以内その他の地域については、逮捕又は公訴を知った日から 1 月以上 1 2 月以内

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地 域 区 分

地域	都 道 府 県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県(※1)、奈良県、和歌山県及び岡山県(※2)
2	兵庫県(※3)、鳥取県、島根県、岡山県(※4)、広島県及び山口県(※5)
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県(※6)、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字椋野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る

○問合せ先 西日本高速道路株式会社 財務部 契約審査課